

平成21年度税制改正要望

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
(企業財務協議会)

平成20年9月

<目次>

1. はじめに	P. 2
2. 資金調達に関するもの ～リスクマネー市場の拡大、資金の効率的調達	P. 2
① 非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置	P. 2
② 非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子等に係る非課税措置の恒久化	P. 2
③ 短期社債等に関する支払調書の提出義務の撤廃	P. 3
④ 株式配当二重課税の見直し	P. 3
⑤ 上場会社等による自己株式の公開買付けを行う場合のみなし配当課税の免除措置の恒久化	P. 3
⑥ ファンド関連税制の整備	P. 3
⑦ 外国税額控除制度の抜本的見直し	P. 3
⑧ 金融所得課税一元化	P. 4
⑨ 特定投資家向けの非課税制度 ～小口投資家、高齢者への優遇措置	P. 4
⑩ 租税条約における親子間融資等に関わる利子の源泉徴収免除	P. 4
3. 企業年金制度に関するもの ～我が国企業の年金制度整備への取組みを支援	P. 4
① 特別法人税の撤廃	P. 4
② 確定拠出年金に係る課税の見直し	P. 4
4. その他	
① 印紙税の見直し	P. 5
• <補遺>	P. 6-11

1. はじめに

我が国産業が活性化し、日本経済が今後とも成長していくためには、企業が「必要なとき」に「必要な金額」を「円滑に調達」できることは必須の条件である。バブル崩壊後は、一部の企業を除き多くの企業が財務体質の改善を優先し、資金需要は必ずしも大きくなかったと考えられるが、BRICs等に見られるように、グローバル経済が長期的に伸長・発展していくことが予想されるなか、我が国企業も新たな飛躍の機会を迎え、日本のリスクマネー市場の整備は喫緊の課題と考える（「リスクマネー市場」とは、国債・地方債や預貯金等の相対的にリスクの低い金融資産を除いた「株式」、「社債」等の市場を想定している。すなわち、企業が資金調達を行う市場である）。

当協議会としては今後、社債市場の活性化をはじめとした諸方策の検討・各関係機関への働きかけ等行っていく予定であるが、平成21年度の税制改正にあたっては、

- ・ 1,500兆円と言われる個人金融資産の我が国リスクマネー市場へのシフト
- ・ 海外マネーの我が国リスクマネー市場への取込み
- ・ 企業の内部留保資金の効率的活用

の視点から、投資家・企業の税制面でのリスク・コストの低減を図るため、「2. 資金調達に関するもの」①-⑩の税制の改正を要望する（なお、「①非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置」、「②非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子等の非課税措置の恒久化」、「⑦外国税額控除制度の抜本的見直し」の税制の不備と考えられるような点については早急な対応が必要という認識である）。

また、公的年金給付の縮減に対応し、企業が進めている企業年金制度の整備が円滑に進むよう「3. 企業年金制度に関するもの」①、②の税制の改正、さらに印紙税に関する見直し（「4. その他」）について要望する。

2. 資金調達に関するもの ～リスクマネー市場の拡大、資金の効率的調達

① 非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置

要望：非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子に係る税制を非課税として定めること（現段階でその取り扱いが定められていない）。

目的等：税制の明瞭化、税制面での国際競争力確保により、海外マネーを日本のリスクマネー市場に取込む。

② 非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子等に係る非課税措置の恒久化

要望：非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子等に係る非課税措置を恒久化すること（現段階はH22.3.31までの時限措置）。

関係法令：租税特別措置法第6条、第41条の13、第67条の16

目的等：海外投資家の税負担に対する不確実性を排除し、海外マネーを日本のリスクマネー市場に取込む（投資家にとって投資は必ずしもH22.3.31までの時限的なものではない）。

③ 短期社債等に関する支払調書の提出義務の撤廃

要望 : 短期社債等に関する支払調書の提出義務を撤廃すること。

関係法令 : 所得税法第 225 条第 1 項第 1 号、第 8 号

目的等 : 支払調書の提出義務を撤廃することで、機動的な資金調達に支障をきたす可能性を排除する。

④ 株式配当二重課税の見直し

要望 : 二重課税排除の程度を諸外国と比較して同等レベルとすること。

関係法令 : 所得税法第 24 条、第 92 条

目的等 : 個人においては、貯蓄から投資へ金融資産をシフトさせる。企業においては、当該税制面における国際競争力を同等とさせる。

⑤ 上場会社等による自己株式の公開買付けを行う場合のみなし配当課税の免除措置の恒久化

要望 : 上場会社等による自己株式の公開買付けを行う場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化すること。

関係法令 : 租税特別措置法第 9 条第 6 項、所得税法第 25 条第 1 項、第 4 項、第 57 条の 4 第 3 項第 1 号～第 3 号、金融商品取引法第 2 条第 16 項、第 27 条第 22 項第 2 号、法人税法第 2 条第 16 号

目的等 : 自己株式の取得・保有を促進させ、資本の有効利用、企業再編の円滑な実施を支援する。

⑥ ファンド関連税制の整備

要望 : 1 号 P E に係る課税、事業譲渡類似課税を諸外国と遜色ない程度に抑える（海外の有限責任組合員への非課税化、事業譲渡類似課税のいわゆる「25%保有判定」を「組合」単位から「組合員」単位に変更など）。

関係法令 : 所得税法第 5 条、第 161 条、第 164 条、所得税法施行令第 291 条、法人税法第 4 条、第 138 条、第 141 条、法人税法施行令第 187 条

目的等 : 中東をはじめとする海外の資金を日本のリスクマネー市場に取込む。

⑦ 外国税額控除制度の抜本的見直し

要望 : (a) 直接外国税額控除については、繰越限度超過額・控除余裕額の繰越期間を延長すること。

(b) 間接外国税額控除については、海外子会社からの受取配当金を国税・地方税ともに全額益金不算入とすること。

関係法令 : 所得税法第 44 条の 2、第 95 条、所得税法施行令第 93 条の 2、第 221 条～第 226 条、所得税法基本通達第 95 条－1～15

目的等 : (a) 企業の海外活動の制約を緩和（直接外国税額控除については、現状繰越に係る制約のため、二重課税が排除されない可能性あり）。

(b) 海外に留保された資金を円滑に国内に還流し、企業の資金の効率的運用を支援する（間接外国税額控除については、現状、諸外国と比し高税率な法人課税を負担する可能性あり。また煩雑な事務手続が存在している）。

⑧ 金融所得課税一元化

要望 : 金融所得に係る課税としては、金融商品を幅広く捉えて損益を通算し、通算された所得に対して同一の比率の課税とすること、また繰越限度超過額・控除余裕額の繰越期間を設けること。

目的等 : 一般個人に理解平易な税制とすること、また金融商品間での中立性を保つことにより、個人の投資意欲を刺激して、個人の金融資産をリスクマネー市場にシフトさせる。

⑨ 特定投資家向けの非課税制度 ～小口投資家、高齢者への優遇措置

要望 : 小口投資家・高齢者が受け取る株式譲渡益や配当所得を非課税とすること。

目的等 : 個人金融資産残高に占める割合が高いと想定される、小口投資家（若年者を主たる層と想定）、高齢者に狙いを定め、投資のインセンティブを付与することにより、個人金融資産をリスクマネー市場にシフトさせる。

⑩ 租税条約における親子間融資等に関わる利子の源泉徴収免除

要望 : 日本法人と米国現地法人間で締結する融資契約に係る利子については、源泉徴収免除とする。

関係法令: 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」

目的等 : グローバルに展開する我が国企業が、グループ内での資金融通を円滑に行えるようにする。

3. 企業年金制度に関するもの ～我が国企業の年金制度整備への取組みを支援

① 特別法人税の撤廃

要望 : 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）を撤廃すること。

（諸外国の多くは、拠出時・運用時非課税、受給時課税。企業年金に係る税制を諸外国と同等とする。）

関係法令: 租税特別措置法第 68 条の 4

目的等 : 当該税制面における国際競争力を確保する。また、各企業における年金制度整備への取組みを支援する。

② 確定拠出年金に係る課税の見直し

要望 : 企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ、企業型確定拠出年金における本人拠出（いわゆる「マッチング拠出」）の容認

関係法令：確定拠出年金法施行令第 11 条、確定拠出年金法第 19 条

目的等：上記要望の実現により、想定どおりの給付設計が容易となり、各企業における企業年金制度の整備が促進される。

4. その他

① 印紙税の見直し

要望：廃止を含めた抜本的な見直し。

関係法令：印紙税法

目的等：電子商取引が一般化するなかで、紙による契約にのみ印紙税が課されることの非合理性の排除、また事務の省力。

以 上

〈補遺〉

2. 資金調達に関するもの ～リスクマネー市場の拡大、資金の効率的調達

① 非居住者・外国法人の受け取る振替社債(*)等の利子の非課税措置

社債等振替法の枠組みで発行・流通する振替国債・振替社債等の利子については、資本金 1 億円以上の内国法人であれば、その受取利子の源泉徴収が免除される措置が平成 15 年度税制改正時に導入され、同時に非居住者・外国法人の受け取る振替国債の利子については非課税とする措置が導入された。また、平成 19 年度の税制改正において、非居住者・外国法人の受け取る振替地方債の利子についても非課税とする措置が創設された。

一方で、非居住者・外国法人の受け取る振替社債の利子については、現段階においても税制の取扱いが定められていない状況にある。

金融資本市場の多様化やグローバル化を踏まえ、多様な投資家が、我が国の市場において円滑かつ活発な取引を展開することを可能とし、もって将来的に我が国の資本市場の厚みを形成してゆく必要があることから、非居住者・外国法人の受け取る振替社債の利子についても、すでに手当てがなされた振替国債・振替地方債に対する措置と同様、非課税扱いとする措置を採るべきである。

*振替社債：本券により受渡や保管をおこなうことに代えて、帳簿への記載により受渡や残高管理をおこなう社債

② 非居住者・外国法人の受け取る民間国外債(*)の利子等に係る非課税措置の恒久化

財務戦略のグローバル化が深化するなかで、我が国企業は資金使途や金利情勢等を勘案しつつ、内外資本市場を主体的に選択し、最も効率的な資金調達を実現することが、競争戦略上重要である。

従って、平成 20 年度の税制改正において、平成 22 年 3 月 31 日までの時限措置として延長された、民間国外債の利子及び発行差金の源泉徴収の免除措置は、将来この措置が廃止される可能性がある限り、我が国企業の発行する国外債に対する更なる投資コスト負担の不確実性が残ることとなり、投資魅力が著しく低下し、企業の重要な資金調達手段である国外債がコスト面からみて資金調達手段足り得なくなるため、非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る源泉徴収を不適用とすべきである。

*民間国外債：民間の内国法人が米国市場、ユーロ市場等の国外で発行する債券

③ 短期社債等に関する支払調書(*)の提出義務の撤廃

平成 16 年度の税制改正において、短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度が整備され、平成 18 年 4 月 1 日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用されることが決定されたが、この制度のなかで義務付けられた支払調書提出の撤廃を要望する。

電子 CP は、従来の手形 CP と比較して「低コスト」・「省力性」を期待されたものである

が、従来の手形 CP が支払調書提出の義務を課されていなかったにもかかわらず、電子 CP にはその義務が適用されることは、電子 CP の期待された役割を低下させることとなる。

(発行に係る関係者は支払調書提出のために「対応システム投資」、「人員配置」などの対策を打ち、直接的なコストの発生や、電子 CP の手数料としての上乗せコストの発生など、有形無形の追加コストの発生が生じている。)

また、発行体のみならず投資家・資金運用の立場からも、支払調書提出が義務付けられることによって、将来的に、「T+0」と「DVP」の実現により日々の資金過不足の調整弁(オーバーナイト物を含む超短期発行)としての機能を期待される電子 CP を発行・購入しようとするモチベーションが著しく低下する懸念がある。

さらに電子 CP は、流通市場を通じて広く投資家間で転売されることが想定されているが、その償還時に、口座管理機関が償還金を代理受領する仕組みのため、支払調書を作成すべき発行体が最終投資家を把握できない懸念がある。

*支払調書：支払い相手や支払い金額を明記し税務当局に提出することが義務付けられている法定調書

④ 株式配当二重課税の見直し

現在、我が国においては、株式の配当に対し、法人税及び所得税が重複して課されるという「二重課税」問題が存在している。

個人株主については、二重課税を調整する方法として、「配当所得税額控除制度」が採用されているものの、同制度には、(a)二重課税の排除効果自体が極めて限定的であること、(b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さくなる「逆進性」が強いこと、(c)諸外国と比較して、中立性、二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等の点で大きな問題がある。

一方、法人株主については、「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが、同制度においては益金不算入割合が 50%に制限されている(平成 14 年度税制改正で 80%から 50%に引き下げられた)ことに加え、特定利子に係る措置が廃止されたことに伴い、益金不算入額が縮小し、一層二重課税の排除効果が不完全な状態になっている。

二重課税の存在は、(a)投資家の投資意欲を阻害していること、(b)企業にとっては全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ、株式配当の負担を実質的に高める効果があることから、資金調達手段の選択、ひいては資本構成に歪みを生じさせていること、(c)諸外国と比較して二重課税排除の程度が不十分であるため、我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていること等の点で、企業の資金調達の円滑化の観点から、多大なる悪影響があることは疑い得ない。

従って、企業の資金調達の円滑化に資するべく、インピュテーション方式の採用等、配当二重課税を排除する方策が検討されるべきである。

⑤ 上場会社等による自己株式の公開買付けを行う場合のみなし(*)配当課税の免除措置の恒久化

平成 19 年度の税制改正において、上場会社、店頭登録会社が公開買付けにより自己株式を取得した場合のみなし配当課税を免除（株式譲渡時の譲渡益として課税）する措置が平成 21 年 3 月 31 日まで 2 年延長された。本措置は、株式の魅力を高めることにより株式市場の活性化を図る観点、また、資本の有効利用や企業の組織再編の円滑な実施等を可能とする自己株式の取得・保有を促進する観点から設けられたものである。

いわゆる金庫株の解禁により平成 13 年 10 月から自己株式の取得・保有が自由化され、自己株式の取得が行われるケースが増加している。こうしたなかで、本措置が恒久化されないこととなると、公開買付けによる自己株式の取得に応じる株主の課税関係が不利になることから、公開買付けによる自己株取得が進まない恐れがある。

従って、税制面からも引き続き自己株式の取得・保有を促進するため、みなし配当課税の免除措置を恒久化することが必要である。

*みなし配当：商法上の利益配当に当たらないものでも、所得税法上は通常の配当とは違う金銭等の交付を配当とみなして課税対象とされる。

⑥ ファンド関連税制の整備

今後、日本企業が様々な事業を展開していく、または過去に投資した事業の整理をしていくにあたり、内部留保の資金の活用のみならず、リスクマネーの提供を受け活用していくことも選択肢のひとつとなることが予想される。

リスクマネー市場拡大のためには、国内の個人金融資産等の供給ベースを広げる取組みの一方、海外投資家からの供給も重要である。

中東等の海外投資家からは、日本は諸外国と比し課税に関するコストが高く、また課税に関する予見も難しいと判断されているようである。従い、いわゆる「イコールフットィング」（制度面での同等性確保）の観点から、税制の整備が必要と考える。

具体的には、ファンドの投資計画が、我が国産業の活性化に資するものであること等の法律に規定する要件に合致する場合、当該計画に投資する海外投資家については、1 号 P E に係る課税や事業譲渡類似課税について、諸外国と遜色ない程度に課税を抑えるべきである。

⑦ 外国税額控除制度の抜本的見直し

企業は資金需要や為替・金利水準等を考慮し、海外子会社が獲得した利益や海外に留保された資金を国内に還流する時期や金額について判断を行っているが、効率的かつ円滑に企業が資金調達を行うためには、国内に資金を還流させる時期や金額の判断に税制が影響を与えないよう制度を整備する必要がある。

外国税額控除制度のうち、直接外国税額控除については、繰越期間経過による国際的な二重課税の排除されない可能性が企業の海外活動の制約とならぬよう、繰越限度超過額・控除余裕額の繰越期間を延長するなど、適正な措置を講じる必要がある。

また、海外子会社からの配当に係る二重課税を排除する間接税額控除については、配当を行った場合、国際的にみて高税率の法人税が課されるうえ、制度が複雑で煩雑な事務手

続きを要するなど、企業の機動的な資金活用の障害となっている。現行制度を抜本的に見直し、海外子会社の留保資金を日本国内に還流させ易くするように、海外子会社からの受取配当金に関して、国税、地方税ともに全額益金不算入とする、簡素な制度に改めるべきである。

⑧ 金融所得課税一元化

我が国における企業部門の資金調達は、欧米と比して、依然として金融機関借入を主とする間接金融に偏重しており、株式・債券や信託など市場機能を通じた家計から産業への資金供給（直接金融）は必ずしも多くない。

一方、企業の旺盛な資金需要を満たすため、社債、私募債や株式等の発行による資金調達ニーズは増える状況にあることから、家計部門から企業部門ヘリスクマネーの供給を拡大していくことが重要と考える。

リスクマネーの供給拡大には、個人投資家の投資意欲を刺激して、個人の金融資産を預貯金から投資ヘシフトさせていくことが必須であり、その障害となっている、複雑で理解困難な税制を改め、シンプルかつ多様な金融商品間で中立的な税制を確立すべきである。

従って、金融所得に関する税制としては、金融商品を幅広く捉え、その税率を同一とし、金融所得の損益通算を広く可能とする、「金融所得課税一元化」の導入を図るべきである。

⑨ 特定投資家向けの非課税制度 ～小口投資家、高齢者への優遇措置

2-⑧「金融所得課税一元化」、またその税率が低く抑えられることが望ましいものの、次善策として時限的に、小口投資家向けの株式譲渡益・配当に対する非課税制度を整備することは、投資家の裾野拡大、リスクマネーの供給拡大には有効と考える。

特に若年層は、小口の継続的長期投資を通じた資産形成を図ることにより、将来の支出への備えが可能となるが、近年、貯蓄による利子は低レベルにあり、配当・キャピタルゲインをバランスよく組み合わせることにより、健全で適正な資産形成が図られていくものと想定される。

その資産形成にインセンティブを付与する意味で、小口投資家向けの株式譲渡益・配当に対する非課税制度は有効である。

また時限的に、高齢者投資の非課税制度を整備することも、小口投資家向けの上記措置同様、投資家の裾野拡大、リスクマネーの供給拡大には有効と考える。

高齢者にとって、保有する金融資産による利子所得・配当所得が「第二の年金」としての意味合いがあると思われるが、近年、貯蓄による利子は低レベルにあり、適度に株式・投資信託等のリターンの大きい金融資産を保有する意義は大きいと考える。

高齢者による株式・投資信託等への投資にインセンティブを付与する意味で、高齢者投資の非課税制度は有効である。

⑩ 租税条約における親子間融資等に関わる利子の源泉徴収免除

平成 16 年、米国との投資交流を税制面から支援する目的で、およそ 30 年ぶりに日米租

税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成 16 年 3 月 30 日をもって発効し、源泉徴収される租税については、同年 7 月 1 日以後の課税分に適用されている。

新条約では、従来の条約の内容を全面的に改め、OECD 条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約濫用による租税回避の防止規定を設けるなど、従来の条約やこれまでの我が国の租税条約例にない新しい規定が盛り込まれた。即ち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税（源泉徴収税率）が大幅に引き下げられ、特に一定の親子間配当、一定の主体が受け取る利子及び使用料については源泉地国免税となった。

しかしながら、一般事業会社の同一グループ内で、資金の一元管理による効率化を目的とするキャッシュマネジメントのオペレーションに関して、日本法人と米国現地法人間で締結する融資契約に係る利子については、新条約において源泉徴収免除とされていない。我が国企業のグローバルな事業展開を支援する円滑なクロスボーダーペイメントを実現するためにも、親子間融資に係る利子源泉税の免除を求める。（米国が他の主要先進国と締結している租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免税の取扱いとなっている。日米間で利子の源泉課税があることにより、米国において活動する欧州グループに比して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。）

3. 企業年金制度に関するもの ～我が国企業の年金制度整備への取組みを支援

① 特別法人税の撤廃

退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成 23 年 3 月 31 日迄で課税停止措置の延長期切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている、確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に、多大な影響を与えることが懸念されるため、その撤廃を要望する。

そもそも諸外国においては、年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが課税されることとなった場合、新企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の維持に支障をきたす。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、撤廃されるべきである。

② 確定拠出年金に係る課税の見直し

確定拠出年金法の施行後、平成 16 年度の税制改正で拠出限度額引上げが一度実現したものの、依然としてその拠出限度額が少ないことや、労使のマッチング拠出の禁止等の制約があるため、企業は退職給付制度の見直しに際して、確定拠出年金を見直しのメインの制度として位置付けることが難しい状況にある。

このため、拋出限度額の早期の一層の引上げ、マッチング拋出の容認といった措置を講ずるべきである。

4. その他

① 印紙税の見直し

印紙税は、経済取引に伴い契約書や領収書等の文書が作成される場合、文書の作成行為の背後にあると考えられる、経済的利益に着目して課税するとされている。しかしながら、電子商取引の普及や事務処理の機械化等に伴いペーパーレス化が進む現状においては、経済取引の記録媒体を紙とするか電子媒体とするかによって課税・非課税の差異が生じており、不合理かつ公平性を欠いていることから、廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

以 上

企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称：企業財務協議会)

事務局 福田 聖俊

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番16号 晚翠ビル5階

(財)企業活力研究所内

TEL 03 (3503) 7671

FAX 03 (3502) 3740